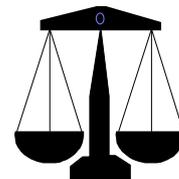




## 山田義仁税理士事務所通信 2005 年 7 月号



事務所通信の目的  
経営者にプラス思考を！  
経営者に得意先分析力を！  
経営者に正しい納税を！

### 平成 17 年度税制改正のポイント

今回の税制改正は、商法改正に比べると、かなり小さなものとなりますが、最近になって報道されているとおり、今後の改正の方向性は、所得税・消費税など、我々納税者にとって厳しいものになると推測されます。詳細は、財務省の HP でも掲載されています。

<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/tosin/170621.pdf>

平成 19 年には、抜本の見直しが行われる見込みです。

今回の事務所通信では、改めて平成 17 年度改正について、ご報告したいと思います。

#### 1. 法人税関係

##### (1) 民事再生法等の場合の資産の評価損益

実際に資産を売却して損失計上しなくても、持っているままで資産の評価損を計上してもよいということです。

これにより、債務免除益と相殺することができるようになりました。

##### (2) 債務免除等があった場合の欠損金の損金算入

過去の期限切れの欠損金を、青色欠損金よりも優先して控除できます。

これまでは、会社更生法の場合のみ認められていたのですが、民事再生法と私的整理など一定の場合にも使えるようになりました。

##### (3) 教育訓練費が増加した場合の特別控除

教育訓練費の増加額等に応じて、法人税額から一定金額を控除できます。

中小企業については、控除金額の計算方法について別途の方法が認められます。

##### (4) 特定組合事業に係る損失超過額の損金不算入

これは、レバレッジドリースによる節税を規制するためにできたものです。

平成 17 年 4 月 1 日以後締結される組合契約から実施されます。

## 2 . 所得税関係

### (1)定率減税が半分になります

平成 18 年分から所得税額の 10%(最高額 125,000 円)  
住民税額の 7.5%(最高額 20,000 円)になります。

### (2)特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る特例

平成 17 年 4 月 1 日から、平成 21 年 5 月 31 日までの期間、実際の取得費による特定  
口座への保管委託ができるようになりました。

年末までのように、みなし取得価格は使えなくなりました。

### (3)国民年金保険料等の納付書の添付

平成 17 年度の所得税確定申告から、社会保険料控除の支払証明書の添付が必要  
になりました。

年末調整・確定申告で利用することになりますので、生保・損保と同じように、  
受け取った支払証明書を、なくさないようにしてください。

### (4)特定組合事業に係る不動産所得に係る損失の損益通算不可

法人と同様に、レバレッジドリースによる節税が規制されました。

平成 17 年以前の組合員加入であっても、平成 18 年以後に発生する損失についても、  
損益通算が認められないこととなります。

## 3 . 地方税関係

### (1)給与支払報告書の提出義務

30 万円を超える給与収入について、給与支払報告書の提出義務があります。

### (2)個人住民税非課税措置の廃止

年齢 65 歳以上で、合計所得金額が 125 万円以下であっても、住民税がかかります。



### 今月のポイント

#### 7月の税務

- ・ 5 月決算法人の確定申告
- ・ 11 月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・ 2 月 8 月決算法人の消費税中間申告
- ・ 源泉所得税納期の特例 7 / 1 1
- ・ 所得税予定納付 8 / 1 と減額承認申請 7 / 15
- ・ 固定資産税第二期納付・報酬月額算定基礎届 7/11

#### 8月の税務

- ・ 6 月決算法人の確定申告
- ・ 12 月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・ 3 月 9 月決算法人個人事業者の消費税中間申告
- ・ 個人事業税・県市民税の納付
- ・ 労働保険料の納付(第二期分)
- ・